

徳島県告示第百十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

令和五年三月二十八日

橘港港湾管理者 徳島県

代表者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 竣功認可を受けた者

- 1 氏名又は名称 徳島県
- 2 住 所 徳島市万代町一丁目一番地
- 3 代表者の氏名 徳島県知事 飯泉嘉門
- 4 代表者の住所 徳島市南仲之町三丁目 県公舎

二 埋立区域

1 位置

1―1―2工区 阿南市橘町西浜二〇〇番、二〇一番、二〇三番及び二〇七番の各地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち17の地点から15の地点までを順次に結んだ線及び15の地点と17の地点とを結ぶ平成十六年の秋分の満潮位（DLプラス一・七〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 国土地理院橘四等三角点（北緯三三度五二分四〇秒一二三三、東経一三四度三八分二四秒五九〇八）の地点

17の地点 1の地点から一六三度一五五分五三秒八二三・八五メートルの地点

16の地点 17の地点から一五六度四三分四九秒二五・三〇メートルの地点

14の地点 16の地点から二四六度四三分四八秒六六・〇メートルの地点

15の地点 14の地点から三三六度四三分四九秒二五・三〇メートルの地点

3 面積 一、六七一・三一平方メートル

三 埋立ての免許の年月日及び番号

1 埋立ての免許の年月日 平成十八年十二月七日

2 埋立ての免許の番号 徳島県指令港湾第二百六十三号

四 竣功認可の年月日 令和五年三月二十八日

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村名 阿南市